

別表第一（第一条、第三条関係）

- 一 金属加工機械
 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ニ せん断機（原動機の定格出力が1 kW 以上のものに限る。）
 - ホ 鍛造機
 - ヘ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5 kW 以上のものに限る。）
- 二 圧縮機（原動機の定格出力が7.5 kW 以上のものに限る。）（冷凍機を除く）
- 三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5 kW 以上のものに限る。）
- 四 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 五 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95 kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10 kW 以上のものに限る。）
- 六 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2 kW 以上のものに限る。）
- 七 印刷機械（原動機の定格出力が2.2 kW 以上のものに限る。）
- 八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30 kW 以上のものに限る。）
- 九 合成樹脂用射出製形機
- 十 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）